○内閣官房令第十一号

人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）第一条第三項及び第十条（同令第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年九月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成二十一年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（人事評価実施規程の軽微な変更） 第一条　人事評価の基準、方法等に関する政令（以下「令」という。）第一条第三項に規定する内閣官房令で定める人事評価実施規程（令第一条第一項に規定する人事評価実施規程をいう。以下同じ。）の軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　官職の名称の変更、新設又は廃止に伴う変更 三　［略］ 四　前各号に掲げるもののほか、人事評価実施規程の内容の実質的な変更を伴わない変更	（人事評価実施規程の軽微な変更） 第一条　人事評価の基準、方法等に関する政令（以下「令」という。）第一条第三項に規定する内閣官房令で定める人事評価実施規程（令第一条第一項に規定する人事評価実施規程をいう。以下同じ。）の軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　官職の名称の変更又は新設に伴う変更 三　［同上］ ［号を加える。］
（管理又は監督の地位にある職員の評価） 第二条　管理又は監督の地位にある職員の定期評価（令第五条第二項に規定する定期評価をいう。以下同じ。）又は特別評価（令第十五条第二項に規定する特別評価をいう。以下同じ。）に当たっては、効率的な業務の遂行、適切な業務配分その他の業務管理並びに部下の指導及び育成に特に留意し、当該職員に求められる能力又は当該職員の果たすべき役割に応じて、適切に評価を行うものとする。	［条を加える。］
（職員の異動又は併任への対応） 第三条　実施権者（令第二条に規定する実施権者をいう。以下同じ。）は、定期評価又は特別評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合について、適切に対応するものとする。	（職員の異動又は併任への対応） 第二条　実施権者（令第二条に規定する実施権者をいう。以下同じ。）は、定期評価（令第五条第二項に規定する定期評価をいう。以下同じ。）又は特別評価（令第十五条第二項に規定する特別評価をいう。以下同じ。）の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合について、適切に対応するものとする。
（評価結果の開示内容等） 第四条　［略］ ２　実施権者は、前項各号に掲げる職員であっても、当該職員の全体評語が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該全体評語を	（評価結果の開示内容等） 第三条　［同上］ ２　実施権者は、前項各号に掲げる職員であっても、当該職員の全体評語が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該全体評語を

当該職員に開示しなければならない。 一　［略］ 二　令第六条第一項の全体評語が令第六条第二項第二号に定める段階の中位より下のものである場合 三　令第六条第一項の全体評語が令第六条第二項第三号に定める段階の最下位又は最下位より一段階上位のものである場合 四　［略］ （面談の内容） 第五条　評価者は、被評価者（令第七条第一項に規定する被評価者をいう。以下同じ。）の育成を図る観点から、令第十一条第一項に基づき行われる面談に当たっては、当該被評価者の一層の向上が期待される優れた点や改善を図るべき点について必要な指導及び助言を行うとともに、令第十二条第一項に基づき行われる面談に当たっては、当該被評価者の果たすべき役割について十分に認識を共有するよう努めるものとする。 （苦情への対応） 第六条　［略］ （記録書の様式等） 第七条　［略］ （記録書の修正の禁止） 第八条　［略］ （記録書の保管等） 第九条　［略］	当該職員に開示しなければならない。 一　［同上］ 二　令第六条第一項の全体評語が令第六条第二項第二号及び第三号に定める段階の中位より下のものである場合 ［号を加える。］ 三　［同上］ ［条を加える。］ （苦情への対応） 第四条　［同上］ （記録書の様式等） 第五条　［同上］ （記録書の修正の禁止） 第六条　［同上］ （記録書の保管等） 第七条　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の改正規定　公布の日

二　第三条の改正規定（同条第二項第三号を第四号とし、第二号中「令第六条第二項第二号及び第三号」を「令第六条第二項第二号」に改め、同号の次に一号を加える部分に限る。）　令和四年十月一日